

佐倉市制限付き一般競争入札資格要件設定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長が発注する工事又は製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ及びその他（財産の売払い及び物件の貸付けを除く。）の契約（以下「事業」という。）を一般競争入札に付する場合において、透明性、公平性及び競争性の確保に資することを目的とし、佐倉市制限付き一般競争入札実施要領（平成18年7月1日施行）第3条の規定により、法令等別に定めるもののほか必要な事項について、標準的な考え方を示すものである。

(参加資格要件)

第2条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）

第167条の4のほか、施行令第167条の5の規定による参加資格要件を設定する場合は、次の各号に掲げる事項について、当該事業の内容、性質又は目的により、随時、設定できるものとする。

- (1) 工事、製造又は販売等の実績に関する要件
- (2) 従業員の数に関する要件
- (3) 資本の額その他経営の規模及び状況に関する要件

2 前項のほか、施行令第167条の5の2の規定による参加資格要件を設定する場合は、次の各号に掲げる事項について、当該事業の内容、性質又は目的により設定できるものとする。

- (1) 事業所の所在地に関する要件
- (2) 当該事業に係る事業の経験に関する要件
- (3) 当該事業の技術的適性の有無等に関する要件

(事業所の所在地)

第3条 前条第2項第1号に規定する事業所の所在地に関する要件を設定するにあたっては、市内の事業者数を考慮しつつ、公正な競争が確保できるよう、応札可能者は30者以上を原則とする。ただし、市内中小事業者の受注機会の確保のため、又は市長が特に必要と認めた場合は、競争性が確保されると認められる範囲において、設定することができるものとする。また、標準的な事業については、別表に定めるとおりとする。

(事業の経験)

第4条 第2条第2項第2号に規定する事業の経験に関する要件は、当該事業の内容、性質又は目的により、必要に応じて設定することができるものとする。

2 前条に規定する事業所の所在地の要件を「市内」、「準市内」とした場合は、原則として設定しない。

(技術的適性の有無)

第5条 第2条第2項第3号に規定する技術的適性の有無等に関する参加資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 前年度工事成績評定点が60点未満となった施工者に対し、入札への参加

に制限を加えることができるものとする。この場合において、当該参加資格要件を設定する事業については、契約担当課が、年間工事発注件数の3割程度を業種、規模及び難易度等を考慮し選定するものとする。

(2) 工事の請負以外の事業においては、当該事業の内容、性質又は目的により、前号に準じて参加資格要件を設定することができるものとする。

第5条の2 工事の請負の事業で、監理技術者又は主任技術者の専任を要するものは、配置予定技術者に関する参加資格要件を設定するものとする。

2 工事の請負以外の事業においては、当該事業の内容、性質又は目的により、配置予定技術者に関する参加資格要件を設定することができるものとする。

(その他の資格要件)

第6条 第2条に規定する参加資格要件のほか、必要に応じて次の各号に定める参加資格要件について設定できるものとする。

(1) 近接事業、技術者数、分離・分割発注の関係から同時又は同時期に申込みあるいは入札可能な件数に関すること。

(2) 同一人が代表者となっている法人等の参加を制限すること。

(補則)

第7条 この基準に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度関係部局と協議し定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成19年8月1日より施行する。なお、施行日前に入札執行準備中のものは、従前のおりとする。

(旧基準の廃止)

2 この基準の施行に伴い、佐倉市一般競争入札資格要件設定ガイドライン(平成17年4月1日制定)及び標準的な事業における事業所の所在地設定基準(平成17年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成26年6月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 (令和3年3月30日決裁 佐契第1201号)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日決裁 佐契第1140号）
この基準は、令和5年4月1日から施行する。

この表は標準的事業における基準を示す。

別表

【建設工事】

※総合評価方式による場合は、事業所の所在地は「市内、準市内、県内」を標準とする。

表1 土木一式、とび・土工・コンクリート(解体・くい打ちを除く)、ほ装工事

設計金額	事業所の所在地	等級
1億5,000万円以上	市内、準市内、県内、(県外)	経営事項審査総合評定値により設定する
1億5,000万円未満 7,000万円以上	市内、準市内、県内	A、B
7,000万円未満 5,000万円以上	市内、準市内	A、B、(C)
5,000万円未満	市内	A、B、C

※括弧内は必要に応じて

表2 建築一式、造園工事

設計金額	事業所の所在地	等級
1億5,000万円以上	市内、準市内、県内、(県外)	経営事項審査総合評定値により設定する
1億5,000万円未満 7,000万円以上	市内、準市内、県内	A、B
7,000万円未満 4,000万円以上	市内、準市内、(県内)	A、B、C
4,000万円未満	市内	A、B、C

※括弧内は必要に応じて

表3 管工事

設計金額	事業所の所在地	等級
1億5,000万円以上	市内、準市内、県内、(県外)	経営事項審査総合評定値により設定する
1億5,000万円未満 7,000万円以上	市内、準市内、県内	A、B
7,000万円未満 5,000万円以上	市内、準市内、(県内)	A、B、C
5,000万円未満	市内	A、B、C

※括弧内は必要に応じて

表4 電気工事

設計金額	事業所の所在地	等級
5,000万円以上	市内、準市内、県内、（県外）	経営事項審査総合評定値により設定する
5,000万円未満 2,000万円以上	市内、準市内、県内	A、B
2,000万円未満 1,500万円以上	市内、準市内	A、B、C
1,500万円未満	市内	A、B、C

※括弧内は必要に応じて

【測量・コンサルタント】

表5 建築関係設計コンサルタント・土木関係設計コンサルタント

設計金額	事業所の所在地
1,000万円以上	市内、準市内、県内、県外
1,000万円未満	市内、準市内、県内

表6 土質地質調査、補償関係コンサルタント、その他

設計金額	事業所の所在地
500万円以上	市内、準市内、県内、県外
500万円未満	市内、準市内、県内

表7 測 量

設計金額	事業所の所在地
1,500万円以上	市内、準市内、県内
1,500万円未満 1,000万円以上	市内、準市内
1,000万円未満	市内

【委託】

表8 公園緑地管理(除草、剪定)

設計金額	事業所の所在地
1,000万円以上	市内、準市内、県内
1,000万円未満 500万円以上	市内、準市内
500万円未満	市内

表8-2 公園緑地等管理業務委託(年間を通して行う公園、緑地、街路樹管理)

設計金額	事業所の所在地
4,000万円以上	市内、準市内、県内
4,000万円未満 3,000万円以上	市内、準市内
3,000万円未満	市内

表9 建物清掃業務委託

設計金額	事業所の所在地
1,000万円以上	市内、準市内、県内、県外
1,000万円未満	市内、準市内、県内

表10 その他の業務委託

設計金額	事業所の所在地
1,000万円以上	市内、準市内、県内、県外
1,000万円未満	市内、準市内、県内

【物品】

表11 財産の買入れ

設計金額	事業所の所在地
80万円超	市内、準市内、県内、県外

表12 物件の借入れ

設計金額	事業所の所在地
40万円超	市内、準市内、県内、県外